

群馬大学における卓越した学生に対する授業料免除に関する規程

平成25. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 7. 16

平成29. 5. 1 平成30. 4. 1

令和 5. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第65条及び群馬大学大学院学則第45条の規定に基づき、優秀な学生の確保及び学生の学修意欲の向上を図るため、成績が特に優秀な学生（以下「卓越した学生」という。）を対象とした授業料免除の実施について、必要な事項を定める。

(免除対象者)

第2条 授業料免除の対象者は、群馬大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院に在籍する卓越した学生（科目等履修生、研究生及び聴講生等を除く。以下同じ。）とする。

2 前項の卓越した学生とは、入学者選抜試験の結果、前年度に修得した科目を基に算出したG P A（これに相当する成績を含む。）、研究実績及び群馬大学学生表彰規則に定める基準等を総合的に評価し、特に優れていると認められる者並びにグローバルフロンティアリーダー（以下「G F L」という。）育成コースの学生で、特に優れていると認められる者をいう。

(免除候補者の推薦)

第3条 学部長、研究科長及び学府長（以下「学部長等」という。）は、前条に該当する授業料免除候補者を選考し、授業料免除を実施する年度の7月31日までに学長へ推薦する。

2 G F L 育成コースからの推薦は、大学教育・学生支援機構長が前項に準じて行う。

3 授業料免除候補者の選考に当たっては、学長が別に定める推薦枠数の範囲内で行う。

(被免除者の決定)

第4条 学長は、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、被免除者を決定する。

2 学長は、前条の規定にかかわらず、特に卓越した学生と認めた場合は、当該学生を被免除者に加えることができるものとする。

3 学長は、前2項の規定により被免除者を決定したときは、本人及び学部長等へ通知する。

(免除の額及び時期)

第5条 授業料免除の額は当該年度の後期分の授業料の全額とし、その後期に実施する。

(授業料の徴収猶予又は返還)

第6条 授業料免除候補者は、授業料の免除が決定するまでは、授業料の徴収を猶予する。

2 既に授業料を納付した者が被免除者となった場合は、本学学則第66条及び本学大学院学則第46条第1項の規定にかかわらず、既納の授業料のうち、後期分の授業料の全額

を返還する。

(経済的理由等による授業料免除等の申請との重複)

第7条 被免除者が、群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程による申請をしていた場合は、この規程による決定を優先する。

(免除の取消し)

第8条 学長は、被免除者が免除を受けている期間内に、本学学則に定める懲戒処分又はそれに準ずる行為をした場合は、委員会の議を経て、免除を取り消すことができる。

2 前項の規定により、免除を取り消された者は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に、取消しの日の属する月から当該学期の末日までの月数を乗じて得た額の全額を、速やかに納付しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、執行役員会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。